

平成29年度第4回川崎市行財政改革推進委員会 議事録

日 時 平成29年12月27日(水) 午前10時00分 ～ 午前11時51分

場 所 川崎市役所第3庁舎5階 企画調整課会議室

出席者 委員 伊藤会長、出石委員、藏田委員、黒石委員、谷本委員

市側 袖山行政改革マネジメント推進室長、
阿部行政改革マネジメント推進室担当部長、
前田行政改革マネジメント推進室担当課長、
森行政改革マネジメント推進室担当課長、
北川行政改革マネジメント推進室担当課長、
土谷行政改革マネジメント推進室担当課長、
三田村企画調整課長、
土浜財政課担当課長

次第 1 議題

- (1) 「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について
- (2) 平成28・29年度 各局等改革プログラム評価シート(案)について
- (3) 出資法人改革検討部会における中間とりまとめについて

2 その他

公開及び非公開の別 公開

傍聴者 なし

議事

前田行政改革マネジメント推進室担当課長

おはようございます。本日は、年末のお忙しい中ご出席をいただきまして、ありがとう

ございます。

定刻でございますので、ただいまから、本年度第4回の川崎市行財政改革推進委員会を始めさせていただきます。

初めに、事務連絡でございますが、これまで同様、この委員会につきましては公開とさせていただきますので、市民の皆様やマスコミの方の傍聴を許可しているところでございます。また、速記業者の方をお願いしてございまして、本日の議事録につきましては、委員の皆様にご確認をいただいた上で公開の手続を進めさせていただきたいと思っております。

次に、資料の確認でございます。お手元、多くなっていて恐縮でございますが、初めに白い冊子の「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」がございまして、その下に資料2といたしまして、行財政改革推進委員会からいただいた意見への対応状況。それと資料3は、A3の1枚ものですが、評価シートとの関係。それと資料4は、出資法人の関係の中間とりまとめの資料でございます。それと資料5といたしまして、今後のスケジュールです。

あと参考資料でございますが、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」と、その下でございます、ホチキス留めの「今後の財政運営の基本的な考え方（改定素案）」ということで用意をさせていただいております。よろしゅうございましょうか。

それでは、以後の進行につきましては、伊藤会長のほうでよろしくお願ひしたいと存じます。

伊藤会長

よろしくお願ひいたします。それでは、次第に従い進めていきたいと思ひます。

本日の議題は、「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について、平成28・29年度各局等改革プログラム評価シート（案）について、及び、出資法人改革検討部会における中間とりまとめについてです。

早速ですが、議事に入りたいと思ひます。本日、一つ目の議題である、「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について、事務局からご説明をお願ひいたします。

事務局

それでは、議題（1）「川崎市行財政改革第2期プログラム素案」について、ご説明をさせていただきます。資料の素案のほうをご用意いただければと存じます。「川崎市行財

政改革第2期プログラム素案」でございますけれども、お手元には、同時に策定いたしました「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」、また、「今後の財政運営の基本的な考え方（改定素案）」も置かせていただいております。

素案のほうを1枚おめくりいただきまして、今回の素案でございますけれども、中段でございますとおり、8月に第2期プログラムの基本的な考え方を公表させていただいております。計画策定に向けてその後検討を進め、このたび素案のとりまとめを行ったところでございます。

下には意見募集の内容ですとか、12月に開催いたしました市民車座集会の開催について、ご案内を載せてございます。

右側、目次でございますけれども、今回のプログラムの素案でございますが、第1章の計画の策定趣旨・考え方から、第5章まで5章立てで構成してございます。

1枚おめくりください。計画の策定趣旨・考え方でございますけれども、こちらにつきましては、8月の基本的な考え方と基本的には同様の内容のものとなっております。

計画の策定趣旨でございますが、1枚おめくりいただきまして、第2期プログラムの策定でございますけれども、ポイントといたしましては、こちらの中段でございますとおり、安全・安心な市民の暮らしを支える行政の役割をしっかりと担うための体制の強化ですとか、多様な主体の参加と協働、日常的な業務改善・改革の実践による事務の効率化、また、行政のプロフェッショナルとして常にチャレンジする人材の育成等に一層取り組むものとしてございます。

右側、3ページでございますが、計画の目的と位置付け。こちらにつきましても、8月と同様の形でお示ししてございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページの基本理念でございますけれども、こちらは、
(1) 市民ニーズと地域課題の的確な把握、以下四つの基本理念を掲げてございます。

また、右側、5ページ、改革の実現に向けた基本的な姿勢「3D改革」につきましても、基本的な考え方と同様な形で素案を作成いたしました。また、下の計画期間につきましては、総合計画の第2期実施計画とあわせました、平成30年度から4か年を計画期間としてございます。

1枚おめくりいただきまして、6ページ、第2章、現状と課題でございます。こちらにつきましても、総合計画第2期実施計画におきましても同様の課題認識をお示ししておりますけれども、プログラムとしての課題認識として第2章で整理してございまして、1、

将来の人口減少への転換等を見据えた行財政運営の必要性でございますけれども、下段にございますとおり、本市では当面人口増が見込まれてございますが、今後の高齢化の更なる進展や将来確実に見込まれる人口減少への転換を見据えた行財政運営を行っていくことの必要性をお示ししてございます。

右側、持続可能な財政運営の必要性でございます。本市の市税収入につきましては、人口増等により堅調に推移しているところでございますけれども、上から3行目にございますが、共働き世帯の増加等に伴う保育利用者申請者数の増加や、あるいは防災・減災の対策、財政需要の増加など、これらのことにより、財政需要が増加の一途をたどってございます。一方で消費税率の引上げの延期ですとか、ふるさと納税の影響による個人市民税の減収などの影響がございまして、地方税財政制度上の措置につきまして十分でないことから、本市へ配分される財源の大きな増加が今後見込まれない状況となっております。

平成28年3月に現在の「今後の財政運営の基本的な考え方」を策定したところでございますけれども、本市を取り巻く環境の変化も踏まえ、また第2期実施計画との調整によりまして、今後の財政運営の基本的な考え方の改定素案を今回策定したところでございます。

1枚おめくりいただきまして、8ページでございますけれども、こちらでは、都市インフラの老朽化等に対する課題認識をお示ししてございまして、これまで長寿命化を中心に取り組んでまいりましたが、一番下段にございますが、人口減少への転換等を見据えて、施設保有量の最適化につきましての取組を拡大していく必要がございます。

飛びますけれども、10ページをご覧ください。5、行政としての果たすべき役割を踏まえた体制づくりの必要性でございます。こちらは、地域の実情等に応じまして、地域包括ケアシステムの構築などを推進するところでございますけれども、安全・安心な市民の暮らしを支えるための、市役所組織の見直しを図り、限りある人材を最大限に活用する必要性について記載しておりまして、直近2か年での主な組織整備の取組を図表でお示ししてございます。

また、右側11ページですが、改革意識を持った職員の育成の必要性ということで、中段ですが、質的改革の一層の推進に向けまして、市民の視点に立ち、コスト意識やスピード感を持って課題解決を図ることのできる人材育成。また、一番下段にございますが、前例や固定観念に捉われず、常にチャレンジする職員の育成を引き続き図っていくことの必要性をこちらでお示ししてございます。

1枚おめくりいただきまして、12ページでございますけれども、こちらは、働き方・仕事の進め方改革の推進の必要性でございます。2行目でございますが、将来にわたって質の高い市民サービスを安定的に提供していくためには、仕事の進め方を見直し効率化していくとともに、多様な人材が活躍できる組織風土を築いていく必要がございます。

以上、現状と課題として整理させていただいている内容でございます。

右側、13ページ、第3章、改革の取組でございますが、改革の取組と改革項目ということで、三つの取組の柱と20の改革項目について整理をしてございます。基本的にこの整理も基本的な考え方から変更はしてございません。

1枚おめくりいただきまして、14ページでございますが、行財政改革の取組指標といたしまして、市民満足度の高い行財政運営に引き続き取り組むものでございます。

右側、15ページからは、取組の具体の記載となっております。取組ごとに改革の視点、これまでの主な取組と課題を整理してございます。

また、1枚おめくりいただきまして、各取組の改革項目の一覧をおつけしてございます。

17ページ、取組1－(1)からでございますけれども、改革項目と取組の方向性と、今回素案の中で盛り込みました改革課題を掲載してございます。以下、ご説明をさせていただきます。

取組1－(1)「参加と協働・連携による多様な主体が共に担うまちづくりの推進」でございますけれども、一つ目でございますとおり、地域で活動するさまざまな主体の状況に配慮しながら、地域活動の活性化に向けた活動の担い手を増やす取組や、区役所の地域コーディネート機能の強化を図る取組などを進めるものでございます。

1枚おめくりいただきまして、18ページからは、この取組1－(1)に紐づきます改革課題について掲載をしてございます。

24ページをご覧くださいませでしょうか。例えば左の下にございます、「幸区ご近所支え愛事業の実施」、こういった項目を立ててございまして、表の見方としましては、現状、取組の方向性、具体的な取組内容、こういった整理をしてございます。「幸区ご近所支え愛事業」につきましては、現行のプログラムにも掲載してございますけれども、今回の素案に掲載する中で、更に具体的な取組内容をお示し、指標につきましても会員数という形で、わかりやすいものを採用する検討を進めて、こういった形で整理をしてございます。

30ページをお開きください。取組1－(2)「区役所改革の推進」でございます。区

役所におきましては、来庁者のニーズに寄り添った丁寧な対応や、窓口の混雑緩和、あるいは市民目線に立った工夫や改善による職場起点の継続的なサービス向上、こういったことに取り組んでまいります。33ページまで改革課題を掲載しておりますけれども、区役所のサービス向上に向けた取組につきましては、指標として「区役所利用者のサービス満足度」といったものを掲載してございます。

34ページをお開きください。こちらは広聴機能の強化などの「市民との積極的な情報共有の推進」を取組として掲載してございます。

36ページからでございますが、取組2、「再構築する」でございます。こちらにつきましては、14の改革項目を掲載してございます。

38ページをご覧ください。取組2－(1)「市民ニーズへの的確な対応に向けた組織の最適化」でございます。こちらは取組の方向性として、1つ目は、組織、人材を最大限に活用した組織の最適化に取り組むこと。二つ目では、安全・安心な市民の暮らしを支えるための体制強化について。また三つ目は、市民サービス等の水準を維持しつつ、効率化が可能な分野での委託化、こういった執行体制の見直し等の取組を掲載してございます。

右側でございますけれども、39ページの「守衛業務の見直し」ですとか、「危機管理体制の強化」などがございますが、3番目に新しく「内部統制に関する体制整備」、こういった内容につきましても掲載してございます。

46ページをお開きください。取組2－(2)「市民サービス向上に向けた民間部門の活用」でございますけれども、三つ目にございますが、市民サービスの安全性や継続性等を担保するため、主体的な意識のもとでの職員による適正なモニタリングや、これに基づく事業者の調整等を進めることにより、より質の高いサービスの提供に向けた民間活用を図っていく、こういった記述についても、今回追記をさせていただいているところでございます。

53ページをお開きください。こちらは給与制度や福利厚生事業の見直しといった内容でございます。

また、54ページをお開きください。「ICTの更なる活用」におきましては、ICTの技術革新の急速な進展等による環境変化を的確に捉えることの必要性や、AIなども活用した働き方・仕事の進め方改革、こういった内容を掲載してございます。

57ページ、取組2－(5)「債権確保策の強化」でございますけれども、市税につきまして、政令指定都市第1位をめざした収入率の向上、こういったことに取り組むことを

今回掲載してございます。

60ページをお開きください。取組2-(6)「戦略的な資産マネジメント」でございますけれども、こちらにつきまして、2番目の資産保有の最適化の取組とあわせて、3番目に今回の素案で追加した部分ですが、駅周辺のにぎわいの創出や魅力的なまちづくりの推進に向けた民間事業者との連携など、公共空間の更なる有効活用、こういった内容も盛り込んでございます。

続きまして、少し飛びますけれども、76ページをお開きください。2-(11)「出資法人の経営改善・活用」、こちらにつきましては、本日の三つ目の議題の中でご説明をさせていただきます。

右側、77ページ、「地方分権改革の推進」でございますが、市の取組といたしまして、特別自治市制度の創設も視野に入れ、指定都市市長会との連携を推進し、市民の関心と理解も高めながら地方分権に取り組む内容としてございます。

1枚おめくりいただきまして、78ページでございますけれども、こちらは2-(13)「内部の業務改善による事務執行の効率化」でございます。業務プロセスの点検や見直し等の取組を推進することなどを掲載してございます。

右側の改革課題、79ページの下の方、「業務プロセス改革の推進」でございますけれども、こういった業務の見える化を図るような取組も進めながら、内部の業務改善の取組などを進めていくこととしております。

続いて84ページでございます。2-(14)「将来を見据えた市民サービス等の再構築」でございますけれども、改革課題を20個掲載してございますが、引き続きの課題としているものがございます。具体的な取組の内容や実施時期の検討なども、あわせて行っていくこととしております。

次は、取組3でございます。93ページをお開きください。「育て、チャレンジする」でございます。

1枚おめくりいただきまして、94ページ、こちらが取組3の改革項目でございます。3項目掲載してございます。

右側、95ページ、取組3-(1)「計画的な人材育成・有為な人材確保」でございますけれども、こちらは一つ目にございますとおり、行政のプロフェッショナルの育成をめざすことや、二つ目、今回の素案で少し記載を加えましたが、専門職種の専門性・技術力の向上や技術・技能の継承の視点も含めたきめ細やかな人材育成、効率的・効果的なOJ

Tや研修、こういった内容となっております。

1枚おめくりいただいて、96ページでございますけれども、左側にOJTや研修の推進がございます。下の指標でございますが、働き方についての職員アンケートを実施していくことと、あわせて、市民からのアンケートも実施することで、指標として成果を測定しながら取組を進めていこうと考えているところでございます。

また、右側の上、「技術職員等の専門職種の人材育成の推進」でございますけれども、総務企画局による局横断的な取組と、各局の人材育成の取組をあわせて行っていく、そういった改革課題となっております。

また、99ページからは、区役所の人材育成の取組につきまして、こちらに掲載をしております。

106ページをお開きください。取組3-(2)「職員の能力が十分に発揮できる環境づくり」といたしまして、こちらでは働き方・仕事の進め方改革における職場環境づくりとあわせた取組を掲載しております。

109ページをお開きください。取組3-(3)「職場起点の業務改善の推進に向けた職員の改革意識・意欲の向上」でございますが、こちらにつきましては、コスト縮減や事務量の軽減にもつながっていく市民目線に立った業務改善の実践、その取組として整理をしております。

以上が改革の取組のご説明でございます。

111ページをお開きください。第4章、今後の財政運営の基本的な考え方でございますが、こちらは、お手元でございます改定素案の概要となっております。

2の基本的な考え方でございますけれども、「必要な施策・事業の着実な推進」と、財政の健全化による「持続可能な行財政基盤の構築」を進めることとしておりまして、基本的な考え方の中の1、効率的・効果的な事業執行の推進から、次のページにわたっての五つの項目につきましては、基本的にはこれまでと同様の考え方をお示ししております。

117ページをお開きください。今回の改定素案の中で収支フレームの素案（平成30年度から34年度）、こちらのほうをお示ししております。こちらの収支フレームの素案につきましては、平成29年度の当初予算をベースに将来人口推計や国の基礎データ等を活用しまして、また第2期実施計画や第2期プログラムに関する検討状況を踏まえて算定をしております。上段は歳入につきまして掲載をしており、下は歳出についての掲載となっております。

歳入面では、先ほど少し触れましたが、消費税率引上げの延期やふるさと納税、法人市民税の国税化による減収を反映してございます。また歳出面では、児童・生徒数の増加に伴う教職員の増加や業務系システムの改修、社会的な課題に対応するための社会保障関連経費の増などを反映してございまして、本市を取り巻く大きな環境変化によりまして、現時点での収支均衡でございまして、下段の収支のところを見ていただきますと、収支均衡の時期は平成36年度となる見込みでございまして、こうした状況に対しましては、一層の財政の健全化に向けた不断の取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、今後につきましては、第2期実施計画や第2期プログラムに基づく平成30年度以降の取組を反映した収支フレームの改定案を、2月の段階でお示ししたいと考えているところでございます。

続きまして、120ページ、第5章、推進体制と取組評価でございまして、こちらにつきましては、推進体制と取組評価につきましては、職場起点の推進体制や、PDCAサイクルによる取組評価について掲載をしております。

また、122ページ以降、参考資料となっておりますので、こちらにつきましては、指標等の考え方を整理した表もございまして、後ほどご参照いただければと存じます。

第2期プログラム素案につきましてはのご説明は以上でございまして、続きまして、資料2をご覧くださいと思います。

こちらは、今年度の委員会においていただいた、主に「基本的な考え方」に関するご意見への対応表となっております。いただいたご意見を、今回の素案の中でどのように反映しているのかについて簡単にご説明させていただきます。

1番から3番までが指標の関係でございまして、1番目は全体としての指標のご意見をいただいております。平成28年度を取組評価では、職員の人材育成や多様な主体との協働・連携の取組で効果を測定できていないケースが多かったということでございまして、右側、素案への反映等といたしまして、今回指標全体の設定としましては、定量的・定性的な面からの取組実績や効果の把握ができるように設定の取組を進めまして、第2期プログラム素案においては、155の改革課題中に、109の指標を設定したものでございます。

また、その中でも人材育成の取組の関係でございまして、取組3-（1）「計画的な人材育成・有為な人材確保」などでは、先ほど少し出しましたが、働き方についての職員アンケートや市民アンケート等の実施による効果の測定を行ってまいりたいと考えてお

ります。また、「区役所における行政のプロフェッショナルの育成」におきましては、「地域づくりにかかわる区役所職員の地域づくり研修参加率」を指標として設定してございます。

また、いただいたご意見の2番目でございますけれども、協働・連携の取組の成果指標として、他の主体にどの程度までアプローチできたかについて、新規参加者の増加数などで計測する方法もあるのではないかというご意見をいただいております。右側、対応でございますけれども、取組1—(1)の参加と協働・連携の取組につきまして、今回全ての取組について指標を設定しているものでございます。

具体的には、その下にございますが、例えば、駅周辺の魅力あるまちづくりの推進に向けては、イベント等にかかわった協力団体数を指標として設定したほか、幸区のご近所支え愛事業では、先ほどご説明したとおり、部会の会員数を指標として設定するなど対応してございます。

1枚おめくりいただきまして、3でございますが、こちらは区役所サービスにつきましてのご意見でございます。まず、区役所サービスの向上に向けては、利用者のサービス満足度を活用できるのではないかというご意見や、区役所改革の推進の成果指標として、区職員の活動への参加の度合いを測ることなどが考えられるとのご意見をいただきました。右側の素案への反映でございますけれども、区役所改革におきましては、ご指摘のサービス満足度等を指標として活用してございます。

また、各区の取組におきましては、職員の参加の度合い等を測る指標の設定を進めまして、宮前区におきましては、若手職員のワーキンググループへの参加率を、また、麻生区におきましては、防災訓練等への職員の参加率を設定するなど検討を行っております。

その下、4、改革理念の具体化に関するご意見でございます。「基本的な考え方」の全体的な方向性は良いとして、具体的に第2期プログラムの取組にどのようにつなげていくかが問題であると。実効性の確保ですとか職員の意識改革をきちんと図っていくことが大切というご意見をいただいております。

右側でございますけれども、今回155の改革課題を位置付けてございまして、そのうち33の改革課題については新規に位置付けさせていただいております。また、現行プログラムから継続した改革課題もございまして、こういった取組についても、次の4年間の新たな取組を検証し、内容を検討してございます。また、新たな改革課題も含めまして、効果測定に必要な指標につきまして、関係局区と検討を行いながら、設定を行いました。

引き続き、3D改革による職場起点の業務改善・改革の取組の一層の推進を図ってまいりたいと考えているところでございます。

3枚目をご覧ください。参加と協働・連携に関するご意見でございますけれども、2点ございまして、まず、市側が市民に対して一方的に負担を押しつける結果とならないよう配慮すべき点などをプログラムの中で示していく必要があるのではないかとといったご意見や、民生委員の事例などもご紹介いただきながら、川崎らしい工夫を行って、身軽に地域活動にかかわることができるシステムをつくっていくことも大切であるといったご指摘をいただいております。

右側の素案への反映でございますけれども、今回、取組1－(1)の取組の方向性の中で、「地域で活動するさまざまな主体の状況に配慮しながら、地域活動の活性化に向けた活動の担い手を増やす取組」の必要性を明記してございます。また、民生委員につきましては、個別の記載はございませんけれども、地域包括ケアシステムの構築など地域課題の効果的な解決に向けまして、「より多くの区民がかかわれるよう工夫をすること」や、あわせて、地域人材の育成の支援などに取り組んでいくことを位置付けてございます。

その下、7番、民間部門の活用でございます。企業と行政との関係の中で、企業側に任せっ放しにしたりせず、行政がどのようにして民間との関係をつくっていくか、職員の資質づくりも含めて考えていく必要があるというご意見をいただいております。こちらにつきましては、まず取組2－(2)の民間部門の活用において、「主体的な意識のもとでの職員による適正なモニタリング」、こういった記載を位置付けてございまして、また、その実施に向けた体制、手法の見直し等によるサービスの向上に向けた民間部門の活用の方角性についても掲載してございます。

1枚おめくりいただいて、4ページ目でございますけれども、ICTの関係のご意見もいただいております。AI等の目まぐるしい進化の中で、社会の大きな変革が見込まれており、そのような中で、行政としてどのように取り組んでいくのかという点でございますけれども、右側、素案への反映でございますが、こういった環境変化への対応について、きちんと必要性を明記したところでございます。また、ICTにつきましては、市民参加や協働・連携の促進、また地域の活性化など行政課題の解決に向けて、大変重要な有効な手段であると考えておりまして、こういった取組を更に推進することとしてございます。

次に、9、10では、地方分権に関するご意見をいただいております。自治体としてやるべきことの明確化が必要である。提案募集方式等の活用による積極的な提案をしてい

くという意味では、取組3の「育て、チャレンジする」ともかかわる取組であるということで、ご意見をいただいております。また、権限移譲のみならず義務付けや枠付けの見直しなど、指定都市の自由度が拡大される方向になっている中で、チャレンジする余地はまだまだあるのではないかとご指摘もいただいております。

こちらにつきましても、右側でございますが、「新たな地方分権改革の推進に関する方針」に基づきまして、取組の中で特別自治市制度の創設も視野に入れた、指定都市市長会等との連携ですとか、具体的な取組内容としまして、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しに向けた提案募集方式の活用等について、改革課題に位置付けさせていただいております。

最後、5ページでございますけれども、内部統制の関係のご意見でございます。コンプライアンスだけでなく、行政サービスや行政内部のマネジメントの適正化も図る必要があるとのご意見をいただいております。

右側でございますけれども、まず取組2－(1)の組織の最適化の中で「内部統制に関する体制整備」の位置付けを行ったものでございます。また、取組2－(13)の内部の業務改善の中でも、「地方自治法の改正を踏まえた監査制度の見直し」の位置付けを行っております。これらに基づきまして、内部統制に関する方針の策定や体制整備、川崎市監査基準等の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、広い意味での内部統制の意味もございまして、第2期プログラム等に基づいた業務改善や人材育成を図りながら、市民満足度の向上に向けた効率的・効果的な行財政運営に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上で議題(1)の第2期プログラム素案についてのご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご意見、ご質問等いただければと思います。ご意見等ある方は、挙手をお願いいたします。

藏田委員

ご説明、ありがとうございました。大きく4点あります。

1点目は、資料2の一番最初に記載いただいている指標の設定のことですが、現行プログラムが176課題のうち63指標、35%。今回の第2期プログラムが155課題のうち109指標、70%ということで、一定の取組をしていただいていると思います。ただ、中身を拝見すると、後ほどの項目にも関連しますが、重要事項についての指標設定ができてないということもありますので、やはり100%全部を指標化することは困難であるとしても、少なくともこの第2期プログラムを推進していく中で、次期に向けては例えば9割ぐらいまではしっかりと指標を設定していくといった目標を掲げて取組を進めていかれることが重要なというのが1点目、意見でございます。

2点目は個別の内容ですけれども、資料の8ページのところでございます、資産保有量の最適化の検討や、具体的な改革項目の中でいうと60ページの戦略的な資産管理などについて、いろいろと課題を出されて取り組まれるということで掲げられております。ここに指標設定が具体的にないのですが、検討ということだけだと、なかなかこういう資産活用に関連とか最適化の話というのは、改革部門からすると踏みとどまれないかなと思いますので、具体的なマイルストーンなり、いついつまでにどういうことを決めるなり考える方針を定めるなり、情報を収集し、整理するかということ、具体的に掲げられたほうが良いかなというふうに思います。数量、件数の設定でも良いですし、具体的なアクション、行動としてこういうことを何年度までにしますというようなことを、マイルストーンとして設定することが望ましいのではないかなというふうに考えております。

3点目ですけれども、公園緑地の関係です。都市公園法の改正により創設されたPark-PFIという言葉が、このプログラムの中には書かれてないのですが、設置管理強化の柔軟化に基づき、より大胆な公園緑地の活用ということが、法改正を受けて全国的に進んでおります。具体的には49ページの課題6、課題7と64ページの課題9といったようなところが該当するかと思います。総合計画のほうには、具体的に、そのPark-PFIのことについて、総論の部分で触れていらっしゃる部分があるので、そちらも参考にしながら、法改正を受けた具体的な利活用、民間活力のより一層の導入といったようなことを踏み込まれて書かれたほうが良いかなと思います。特に待機児童問題であるとか、これまで国家戦略特区でなければできなかったようなことが、今回のPark-PFI事業によって、公園緑地においても実施できるような状況になってきていますので、そこら辺も少しご検討いただければと思います。

最後、4点目です。87ページの課題5の市民農園の関係ですけれども、平成4年に制

定されました生産緑地法が平成34年で一応時限立法として途切れるということで、公園緑地をどう守るのか、その中で生産緑地を都市の緑としてどう保全していくのかということについて、全国的な課題として取り組まれておりますので、ここでは「市民農園の管理運営形態の見直し」ということで書いておりますけれども、ここも3点目の都市公園法の改正と同じように、生産緑地法及び都市農業振興基本法の制定に基づいて、かなり重要な課題になってきているかと思っておりますので、その点も踏まえて少しご検討いただければと思います。

以上です。

伊藤会長

はい、ありがとうございました。

事務局のほうでいかがでしょうか。

事務局

ありがとうございます。藏田委員から4点いただいております。最初の点は、重要な指標の設定につきましてのご意見でございました。今回、指標については、ご説明させていただいたとおり、可能なものは全て指標として設定をするとともに、その指標がきちんと取組の進捗を測る上で有効なものとなるようにということで取組を進めてまいりました。全てそういった定量的な指標を採用することが望ましいと考えてはございますけれども、取組の内容によっては指標を設定できないものもございまして、精査を行っております。

当然、PDCAを回していく上で、指標の検証が今後も必要になってくると考えておりますので、なるべく多くの指標を設定できるよう、引き続き検討してまいりたいと思っております。

2点目でございますけれども、資産保有の関係のマイルストーンについてでございます。特に今回、人口減少への転換を見据えまして、資産保有の最適化を図っていく取組の今後の必要性を掲載してございまして、具体的な取組といたしましては、「戦略的な資産マネジメント」の中で61ページでございますが、「資産保有の最適化」ということで掲載をしております。これまでは、将来的に人口が実際に減少していく中で、施設をきちんと機能的に統合したり、あるいは最適に配置したりといったことを進められるようにということで、長寿命化の取組を中心に進めてきたところでございますが、資産保有の最適

化の取組というのは、早目早目に手を打っていく必要があり、実際に人口減少が起こってから検討を始めますということでは遅いだろうということで、現在の施設の配置状況等も含めて、今後の最適化に向けた検討を今から進めていこうということはこの取組で掲載させていただきます。確かに何年度までにどういう最適化を行うかという掲載はございませんけれども、この中できちんと今後想定される建替え等も踏まえながら、施設の機能の検証ですとか、あるいは統合の可能性ですとか、そういった複合化の部分も含めて最適化に取り組んでいこうということで、今回掲載をして、第2期の取組を進めていこうと考えているところでございます。

3番目でございますが、都市公園法の一部改正ということで、ご指摘がございました。今回、こういった大きな社会的な動きがございまして、総合計画のほうでも、掲載をさせていただきますけれども、行革プログラムにおきましては、46ページの取組2-(2)の民間部門の活用の中で、公共空間を含めた公共施設の整備・管理、こういったものに民間事業者のノウハウを最大限に活用できるようにということで、方向性を掲載してございます。

また、49ページの取組でございましてけれども、身近な公園緑地から始まって、さまざまな公園において市民との協働による緑地の管理を進めていくことですとか、あるいは50ページの上でございます、等々力緑地の管理運営体制などにつきましても、民間活用の導入等の視点を踏まえて連携を図る仕組みづくりを進めていく、あるいは、多摩川の利活用によるにぎわいの創出では、当然法改正を受けて可能になってくるような部分を前提に、にぎわいの創出等の取組を進めていく、あるいは、民間部門を活用した効率的・効果的な管理運営を進めていくという形での位置付けを行ってございます。

最後のご指摘でございますが、市民農園の関係につきましても、行財政改革のプログラムの中での市民農園の取組といたしましては、今まで直営で市民農園を設置していたものを地域交流型に転換していくことで、より多くの市民が交流できる形で農業に触れ合えるような機会の提供を進めていくということで掲載してございます。

ご指摘のありました生産緑地法ですとか、あるいは都市農業の位置付けといったところは、政策的には大きな影響がございまして、当然、総合計画もそういった部分を踏まえた形になってございますけれども、行財政改革の取組といたしましては、こういった市民農園における管理形態の見直しという形での改革課題の設定としております。都市の農地をどう保全するかということは、その農地自体が防災機能ですとか、環境保全機能ですとか、さまざまな社会的な機能を持つということを考慮する必要があり、その部分につきましても

は、意識はしてございますけれども、行革の取組といたしましては、今回のとおり管理形態の見直しの取組を位置付けているところでございます。

以上でございます。

伊藤会長

はい、ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかには、いかがでしょうか。

谷本委員

1点質問で1点意見なのですけれども。

市民車座集会について、私も中原区役所に行った際にポスターが張ってあったので、気になっていたのですが、この中行財政改革のプログラムについて、何か特に意見があったのかどうか。あったとすれば、簡単で良いのですが、どんな意見があったのかを教えてください。

それから、中身についてですけれども、個別のところばかりずっと見ていて、今回冊子になって、改めて全体を見て気づいたところですが、この行財政改革プログラムの改革の取組の取組目標として、14ページに指標が一つ、「日々の生活に身近な行政サービスについての満足度」ということで挙げられていますが、私たちも各課のいろいろなところに意見を申し上げてきた以上、この行革プログラムとしてどういうふうな目標を指標として設定できるのかということ、きちんとお見せしたほうが良いのではないかなという印象を非常に強く持ちました。この1個だけでは寂しいと。

取組の柱が三つあるので、せめてその三つの、例えば取組1「共に支える」というところの中で、15ページに改革の視点が大きく二つ載っていますので、これに対するものとして何か指標になるものということで、ざっと見た限りでは、もしかするとこの18ページにある「地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合」という数値というのもありなのかなと思いましたし、取組2「再構築する」のところでは、これはかなり内部の体制の改革とかがメインになってくる話なので、一つではなかなか書き切れないかと思しますので、この「再構築する」の中から、幾つか総務企画局として何かやるべきものというのを柱に立てて、一つ、二つ、お示したほうが良いのかなというところがありました。また、取組3のところの人材育成の観点ということであれば、例えば96ページ

の人材育成の推進のところに掲げてある指標であるとか、あるいは107ページの職員的能力が十分に発揮できる環境づくりのようなところで挙がっているような指標を目安にしながら、この行革プログラム全体として改革課題が150以上あるので、その1個1個の進捗というのを皆さんにお見せするのは難しいとは思いますが、せめてこのぐらいの柱はということで、三つから五つぐらいで、この指標がこの行革プログラム全体の視点をあらわすものですよということを、少しメッセージとしてお見せしたほうが、対議会に対してもそうですし、対職員に対してもそうですし、このプログラム、これだけ厚いものの中で取組指標が1個というのは、やはり少し寂しいなという印象もありましたし、私たちが、皆さんに指標をつくれつくれと言っていて、それが出てこないというのも、何かやはり少し矛盾している話なのかなと思いましたので、ぜひそこは取組をお願いしたらどうかと思いました。こちらは意見です。

伊藤会長

ありがとうございました。

最初の市民車座集会について、いかがでしょう。

事務局

そうですね。12月に市民車座集会を開催いたしまして、麻生区と中原区で開催をしております。ご質問については事前に意見をいただき、当日市長がお答えするというところを行っております。その中でいただいた意見としましては、図書館・市民館の管理運営のことについてのご指摘や、こういった厳しい財政状況も踏まえて、きちんと行財政改革を推進していくことが望ましいといったご意見、そういったものをいただいたところでございます。ほかは、総合計画に関するご意見というのがメインでございました。

2点目の指標に関してですけれども、こちらについては事務局としても検討してまいりました。現在、行革の取組については、質的改革などを推進していくという位置付けとしておりまして、その中には、当然持続可能な行財政基盤の構築も含まれますし、総合計画を実施する上での人材育成というものも含まれる、そういった取組であると理解してございます。その中で最終的には、こういった行政が行う市民サービスの提供が、市民により満足度の高いものとして受け取られるように、行政財政面全体を含めて取り組んでいくということで、この第2期プログラムを策定しているところでして、そういった大きな考え

方をお示しするために、市民満足度というものを全体の指標として設けて、取り組んでいくということと考えてございます。

ですので、この全体の目標としましては、こういった市民満足度をどう向上させるかという、そういった目的にあわせた設定を行っており、あわせて、それを具体的に進めていくための改革課題として、今回、155の改革課題の設定を行い、その中で当然具体的なそれぞれの取組目標を設定させていただいたという形になってございます。

例えば取組1、2、3の中で、何か特に象徴的な、あるいは重点的な指標などを抜き出して設定できないかというような検討も行ってきました。ただ、やはり取組ごとにそれぞれ重点的なものをセレクトするというのも実際には難しい部分もございまして、それぞれの各取組を進める中での目標設定ということが、現在の取組として整理できるのではないかと考えてございます。

やはりそれぞれの要素が、各改革課題としてはそれぞれ分かれてしまうため、どうしてもそれを集約できる1本の指標というのは難しいのかなと思っております。それぞれの進捗を確認する上でも、それぞれの指標に基づいて取組を進めていくという考え方で、今回整理をしているところでございます。

谷本委員

重点化という意味合いで申し上げたのではなくて、それはあくまで今あるものから取り上げたら、その辺じゃないですかという意味合いで言ったのですが。やはりここに改革の視点を入れているわけですね。少なくとも、その政策体系をこのプログラムではなくて、通常政策体系を考えた場合というのは、政策の中で施策レベルの当然目標設定もあるし、事務事業レベルの目標設定もありますよね。仮に今、この改革課題に設定している指標というのが、事務事業レベルの目標設定であると認識をするならば、その上の施策レベルの目標設定というものが必ずあるはずで、施策レベルが、この取組1、2、3の柱に相当するのかなというイメージでお話を申し上げたのです。

ということは、少なからずこの施策レベルでの改革の視点というところの中で、何か目標数値がある程度設定ができなければ、それぞれの事務事業レベルのところでも目標数値を設定しなさいと言っている側に説得力がなくなってしまうので、ある意味、こちらのほうで、きちんとこういう数値化ができますよということを見せるという意味でも必要ではないですかということで、先ほど申し上げたのです。

だから本来であれば、ここに挙がっている改革の視点、例えば「共に支える」であれば、15ページのところに二つポツがありますけれども、例えば前半の中でいろいろな文言を組み込まれていますけれども、せめて最後にある、「それぞれの強みを活かした、協働・連携によるまちづくりを推進します」に対して指標としてはこういうものが出せるのではないかということを示してあげなければ、幾ら職員に対して、あなたの仕事の中で目標数値を定めなさいと言っても、ここでできないものを自分たちにやれというのはおかしいじゃないですかと言われたときに説得できなくないですか。

この委員会には、こういう施策目標などを設定することのプロの方がいらっしゃるわけですから、そのお知恵もかりながら、そういうものが設定できるのではないかなと思いましたが、今回反映できなければ、先々の検討課題としても良いのですが、その辺どうでしょうかねということです。つまり重点化しろという話ではなくて、全体として施策レベルの目標設定というイメージで考えていただく必要があるのではないかなということでお話ししました。

事務局

14ページの取組指標については、現行のプログラム策定するときにもこちらの委員会で議論がありました。今、平成33年度、56.4%以上となっているところに、当時は「(目標)」と書いてありましたが、これが何かこの取組の目標になり得るのかという議論があり、そもそもにおいて日々の生活に身近な行政サービスというところで、これが市のやっている、県でも国でもなく市がやっているサービスということ認識しているのかどうか。

また、事務事業の取組もかたやありながら、この取組をもって何か目標設定できるものなのかねみたいな話があって、ただ、度外視できない、無視できない、指標はそもそも目安みたいな意味合いですけども、ということちょっと置いておこうみたいな議論がありました。おっしゃるとおり、取組1の「共に支える」の部分については、「地域貢献活動に関する取組にかかわったことのある人の割合」というところは、本当に全体をまとめたすばらしい、キー的な指標になるのかなと思いつつ、一方で、取組2はもう本当に行革の取組、まさに再構築するごった煮の取組で、取組が少しいっぱいになり過ぎてしまっていて、なかなかその中で、例えばキー的な指標となると二個とか三個とか、多くとも四個くらいを想像しますが、すごく多くなってしまって、やはり厳しいかなみたいなことで。

これまでも既に検討した経過はあるのですが、今のご意見を踏まえて、もう一度検討してみます。ありがとうございます。

伊藤会長

ありがとうございます。恐らく、谷本委員がおっしゃっているのは、行財政改革のアウトカム的なものを把握しなければいけないということだろうと思うのですが、かなり茫漠としていて、それを指標化するというのは結構難しいということで、やるとすれば、恐らくアウトプットの進捗管理的な目標と、どこまでどれぐらいできたか、あるいは全体としてその指標化がどれぐらいできたかなどが考えられると思います。

例えば、プログラムが進んでいく中で、もっと指標が増えていくということがあれば、それは行革の一定の成果といいますか、それが進行しているというような形では把握できて、特に取組2の部分で、そういうことは言えると思います。全体として指標をつくるというときには、データのとり方がかなり難しいかもしれないと思います。

出石委員

すみません、2点いいですか。

基本的には谷本委員と同じ意見を持っています。それで、ずっと考えていたのですが、今、会長がおっしゃったこととも合うと思います、例えば一つの考えとして、109の指標中幾つ達成とか、109のうち例えば70達成することを目標値にするとか、あるいは、職員の評価も入れても良いのではないかなと思います。どうしても市民アンケートというのは、数値にはなりますが、やはり実際には定量ではないですね。

さらに言うと、先ほどの個別論をやってもやはり仕様がないうところで、先ほど説明があったとおり、いっぱい出てきてしまうばかりだろうと思います。だから、そうではなくて、全体的に行財政改革全体の取組がどれだけ推進できたのかという観点から、やはり事務局が苦勞されているのがよくわかるので、そういう意味では、全体的にどれだけ達成したかということを示すならば、一番良いのは指標の各目標値の達成状況、それに加えて市民だけでなく職員側の自己評価も入れることで、よりある程度客観的に達成度がわかるのではないかなと思いますので、今後の検討の中の一つの提案として申し上げたいと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。

黒石委員

全く先生方のご意見、そのままなのですが、やっぱり一番14ページに違和感を感じます。今、谷本委員が指摘され、事務局からもご説明があったように、スーパーアウトカムである質的改革による住民サービス、満足度向上というところから、この13ページの表で、うまくミドルベースでブレイクダウンされたすばらしい整理になっています。難しいのはわかっていながらもこれの代表的指標とって、そういうマイクロ指標に強引に落としてしまうとまた違和感が出てきてしまいます。それよりは、大局観で進捗状況をあらわせばいいのでは。ここで求められているもののゴールイメージまでの進捗状況を、青、黄、赤色で一覧表で表すといったような。そういう事例がイギリスとかであったと思います。そういうマッピング、色づけで、今この項目は結構予定どおり進んでいて、もう70%、80%進んでいますとか、逆に、これこれの項目は、やろうと思っていたことの半分も実践できていませんとか、やはりこの13ページの整理学で、そういうことがぱっとわかるような総括が数年後できたというのが、行革プログラムの「評価」としてすごくわかりやすいです。だから、それへのチャレンジは、やはりやったほうが良いのではないかと、今の議論を聞いていてあらためて思いました。

本当に事務局のご苦勞は十分承知してはいますが、やはりもう一回改めて整理してみると、個別の取組のところの小さい字を読んでいると、もう少しこれは頑張れば指標化ができるんじゃないかという突っ込みもありますし、やはり最新課題、重要行政課題に対する落とし込みのところは、全部「明示化する」という記述にとどまっていたりするので、はっきり言って甘いなと感じてしまいます。そういうところも含めて、本当に指標化については、そこまでコミットするのが難しいとかいろいろ事情とか言いわけがあるとは重々思いますけれども、やはりそういうところにどこまで踏み込んでいけるかが、この川崎市行革プログラムとしての真価ですし、そこをやはりあまりぼやかして、また総花的で、結局そういう指標化、評価の見える化ができないまま終わらせてしまうと、結局分厚くて、市民、一般の人は見ない無用の長物で終わってしまいます。でもこの13ページの整理学では、ここまでこう進んで、ここはまだ苦勞しているということがわかったら、すごく良いと思います、というのが意見です。

伊藤会長

ありがとうございました。せめて取組1、2、3というものが、どれぐらい進んでいるのかということが、最終的にわかるような形で目標を設定して、それに対する達成度がどうかということが、一定程度見えるような形をとることが、必要になってくると思いますし、このプログラムが終わった時点での実際の行革の成果を図る上でも、非常に重要だろうと思います。

ですので、事務局のほうで、大変かもしれませんが、少なくともこの取組1、2、3に関して、それぞれ今ご指摘いただいたような形で目標、取組指標を設定できるかどうかを少しご検討いただければと思います。難しいということであれば、このプログラムの進捗管理をしていく中で、もう少し考えていくということでも構わないと思いますけれども、ご検討いただければと思います。

前田行政改革マネジメント推進室担当課長

今、委員の皆様から幾つか具体的なアイデアもいただきました。我々も当初、このプログラムをつくった段階で、今会長がおっしゃった質的改革の見える化をどのように表現していこうかという悩みの中で、今会長からお話しがあったような議論をやってきたところもごさいます。また、取組内容についても、今各局と最終的な確認なんかもしてごさいます。その中で、指標の設定であるだとか、より良い指標を設定できないかどうか、そういったこともやってきてごさいますので、改めて検討させていただきまして、このプログラムの中で位置付けたほうが良いのか、もしくはこの次の議題にも関係してきますが、取組結果の評価の部分でお示しするような形がとれないか、少し幅広に検討させていただきたいと思ってごさいます。

伊藤会長

ありがとうございました。

最初に藏田委員からもごさいましたとおり、指標化はまだまだこれからできる部分というのがあると思いますし、いろいろ大きな法改正を含めた取組状況の変化ということも、今後予想されます。また、その総合計画との整合性を確保するという観点も非常に重要だと思しますので、それらを含めて少しご検討いただければと考えております。よろしいで

しょうか。

出石委員

少し細かい点になりますが、幾つか、意見と質問をさせていただきます。

最初に資料2で説明があった部分についての質問と確認です。3ページの7で挙げってきた素案の46ページの部分ですけれども、説明があった主体的な意識のもとでということに主語がないので、誰に言っているのかわからない。これは単に言葉の整理だと思いますけれども、これは恐らく民間に対して言っているのですよね。この言葉の使い方ではわからない。主体的な意識というのは、職員なのかもしれないし、民間なのかもしれないし、わかりません。なので、ここはわかるようにしてもらいたいという質問と意見です。

それから、この資料2の4ページの8、素案の54ページのICTの活用の部分ですが、これはちょっとした思いつきです。最近、IoTが非常に叫ばれていますが、IoTについては、役所は、この行革なのか総合計画なのかわかりませんが、触れなくて良いのだろうか、民間だけの問題なのだろうか、ものづくり全般です。その点、そういう表現を入れる、別に入れなくても構わないのですが、どうかなということで、ちょっとした思いつきです。

それから、同じく資料2の4ページの9、10のところの、素案でいうと77ページになります。これも言葉のあやで申しわけないのですが、77ページの取組の方向性の最後の、「更なる地方分権改革に取り組みます。」について、地方分権改革に取り組むのは、国ですよね、細かくてすみません、重箱をつつくようで。多分、その前の2行目にある、もともとつくられている方針と同じように、「地方分権改革の推進に取り組みます。」というような表現のほうが妥当ではないかと思います。

この資料2についての関係は以上で、それ以外にあと2点だけです。

指標の中で、幾つか現状値に対して目標値が同じ数字で以上とか以下となっているものが数か所ありました。これについて、以上、以下としたのは、場合によっては現状維持も目標になるのかという点です。例えば43ページを見ると、救急車の平均現場到着時間が8.4分に対して8.4分以下になっているのですが、取組の方向性のところの2行目には、「救急車の適正利用など現場到着時間の短縮に向けた取組を推進します。」となっていて、短縮ということは、現状維持ではまずいのではないかという話です。それ以外のところは、幾つか私が見た感じでは、現状維持もありだなという数値なのですが、ここが1点と。それから、先ほどから出ている14ページの、これどう変わるかわかりませんが、

行財政改革全般の取組として、市民満足度が同じ56.4%だったら、これは改革が進んだとならないのではないかという話です。

なので、以上、以下については、現状維持も目標となるものと、いや現状より改善しなければならないものは使い分けたほうが良いのではないかというのが、一つです。

それから、最後になりますが、97ページ。これは意見というよりも、すごく危惧しているもので、人材育成の問題で、とりわけ97ページの技術職員等の人材育成ですが、先だってJR西日本の新幹線の台車が破断直前というような事故がありましたよね。ああいう問題が今後多分相当出てくるときに、やはり技術の伝承が本当に日本の問題です。ものづくりの問題になってくるわけですが、これも果たして民間だけの問題かと。

川崎市は、もちろん市営交通もありますし、あるいはこれこそここで出てくるのが、公共施設の長寿命化の問題ともつながってきて、それは、46ページにところにもつながってくると思うのですが、民間に対して、その公共施設なんかもそうですが、長寿命化、それから、その検査体制、それは職員の能力なのか、あるいは民間のそういう技術者の能力を上げていくために市として何か対応が必要なのか。これらを含めて、これはどこかに書けるという問題ではなくて、私自身がすごく危惧していて、本当にものづくり日本というのは、これでもう崩壊してしまうのか。それ以前に、人々の安全・安心が脅かされる問題ではないかと思っているので、このあたりは所見を求められればと思います。

以上です。

事務局

最初に、資料の46ページですが。民間活用の中の3番目でございます、「主体的な意識」の主語がないということでしたが、「主体的な意識のもとでの職員による」ということで、職員を主語と想定しております。

出石委員

職員ですね。

事務局

ICTの件でIoTの部分のお話もございまして、ものづくり分野におけるさまざまなICT活用というところでは、社会的にはいろいろな課題も報道されてございまして、一

一般的に産業経済分野も含めたICTの場合には、当然産業振興の中でIoTのような部分も取り組んでございます。モノのインターネットという趣旨では、実際にもものづくり分野にかかわる部分と考えていますが、行政の中でのICTという意味では、AIを中心とした取組と考えてございます。

地方分権のところは、前回も委員からご指摘をいただきまして、それも意識をしまして、今回、国で進めるべき点、市としての役割というものを、少し整理をしたところでございますが、地方分権の推進というものに市としてどういう主体的なかわりがあるのかという課題につきまして、77ページの地方分権の今の記載としましては、「国や県からの事務・権限の委譲や地方に対する規制緩和、税財源の移譲等を一層推進するため」に、市としてこういう取組を進めてまいりますという形で整理させていただいたところですが、やはり、少しわかりづらかったでしょうか。

出石委員

いいえ、わかりづらくはないです。表題にも全部「推進」とついていますから。

事務局

少し改めます。

事務局

それから指標につきましてもご指摘がございまして、43ページの救急隊の適正配置の部分でございますけれども、一応こちらにつきましては、平均現場到着時間は10分以内ということで想定する中での現状値と今後の取組ということで、少なくとも8.4分、現状値以下を目標に取組を進める趣旨でございますので、なるべくこういった部分が短縮されることは望ましいと考えているところでございます。

事務局

こちらは現状にありますとおり、総救急件数が右方上がりに伸びてしまっていると、これは軽症者利用の件数が増えているというようなところがあったりするのですが。軽症者利用が5割を超しており、総救急件数が増えている中で、現状、ないしは現状を下回る水準を維持するというようなところで目標を立てているところで、ここは事務事業と一緒に、

連携しながら目標立てしているところでもありますので、未満というかたちにできないかというような検討は改めてさせていただきたいと思います。

出石委員

今のままなのであれば、取組の方向性の書き方を変えるべきです。

短縮に向けてと言っているのだから、例えば8.4分未満と書かなければいけないのではないかという割と単純な質問です。

事務局

なるほど、わかりました。

袖山行政改革マネジメント推進室長

この指標の説明につきましては、129ページ以降の一覧のところ、今の救急隊については、135ページに記載していますが、今のご指摘を踏まえて、こういった用語がふさわしいのか検討させていただきたいと思います。

前田行政改革マネジメント推進室担当課長

最後に技術職員の部分についてご意見を頂戴いたしまして、私どもの思っておるところも、出石委員がおっしゃったことと同じような感じでございます。都市インフラや、水道、あと事務部門も、いろいろな法律制度の部分については、我々がしっかりと引き継いでいかななくてはいけないということをご認識してございまして、特に技術系の職員の人材育成につきましては、現行プログラムの中では関係する局がそれぞれ目標を掲げて取り組むような形で進めてきましたけれども、今回、第2期プログラムをつくるに当たっては、人材育成の総とりまとめとなる我々総務企画局のほうで全体的な技術職員の人材育成、技術継承も含めた形で取り組んでいこうということで、改革課題や目標のあり方につきましても統一的にとりまとめを今回行ってございます。そういった視点で、第2期の中では全庁的なといいますか、関係局と連携しながらやるような形で進めていきたいと思っております。

伊藤会長

よろしいでしょうか。それでは、皆様がよろしければ、次の議題に進みたいと思います。

次に、議題の（２）ですが、平成28・29年度 各局等改革プログラム評価シート（案）について、に移ります。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

A3の資料3をご覧ください。タイトルにもございます、平成28・29年度評価シートというところで、プログラム2か年の取組の最終年度の評価シートというところで、ご覧のとおり28年度の評価シートをおおよそ踏襲した形になっておりますが、いきなりタイトルからなのですが、四角枠で囲った部分が前回から変更した点でございます。ご案内のとおり、取組の概要以下PDCAがありまして、目標設定というところ、すなわち取組の概要等プランまでの部分については、既に今年の5月に各局に入力していただいております。入力するといっても、今ご説明したところについては、プランの取組の方向性までは、自動表記になっていて、具体には、プランの活動目標のところを各局に入力していただいているような形になっております。今回表記のポイントというところでは、活動目標の表記のとおり、これはあくまで記載例ですが、28・29と列記されておりますとおり、基本的に年度ごとの活動目標といったものを入れていただいて、ただし、その下、28・29が併記されていて、指定管理者制度云々という記載がありますが、2か年の目標を持って一連の目標である場合については、一連の表記としても構わないという形で、既に依頼のほうをさせていただいております。

その下、実施結果（D o）でございまして、こちらにつきましては、活動指標はもとより、その他の活動実績は、基本的に年度ごとの実績を入れていただくような形でございまして、その下、「当初目標に対する達成度」となっていて、これは平成28年度の評価のときは、上段P l a nの下段に掲げる活動目標に対する達成度という表記になっていたのですが、28年度の評価を行う中で、28年度の評価の右下、改善（A c t i o n）の部分で、吹き出しのところに28年度評価の際の方向性の区分が載っています、この中でⅢの「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」を選択した取組については、大小さまざまありますが、当初の目標とこちらの評価シートに記入する活動目標が変わっているものもありますので、そうしたときに、活動ベースでの達成度を何で測るか、何に対しての達成度を書くかというところでは、やはりそこは当初目標だろうというところで、「当初目標に対する達成度」というところにしております。

選択肢、区分は1から4番でございまして、1番、目標を上回った、3番、目標を下回った、4番、状況の変化により目標を達成できなかったを選択した場合については、その上の「その他の活動実績」欄の部分に、なぜその区分を選択したかといった理由を書いてもらうことと、私どものほうで、当然28年度評価シート176を把握しておりますので、当初目標から目標を変更したものについては、いずれの区分を選択した場合でも、そう多くはありませんが、当初目標がどのようなもので、なぜその上でその区分を選択したかという理由を、「その他の活動実績」欄に記入していただくような形で考えています。

右上にまいりまして、評価（Check）の部分でございまして、こちらは、新たな取組として続けております成果の部分でございしますが、成果指標、取組の総体的効果というところで、ここも基本的には年度ごとにその取組の効果を記入していただくような形です。「取組の総体的効果」欄のモノの効果の記載例にありますとおり、2か年をもって一連の効果である場合や、効果を見る上で計画期間中途の28年度の値はそれほど重要ではなく、29年度、計画期間の最終年度の値こそ重要だとするものについては、一連の表記としても構わないというような形で考えております。

その下、「事務事業等への貢献度」につきましては、区分は変わらずAからDと、少し意味合いが異なるX、Yの6項目というところで、Y、その他の部分につきましては、括弧書き、「未だ効果を発現していない」という注記を入れさせていただきました。

その下、改善（Action）の部分につきましては、方向性の区分、計画期間最終年度というところで、前回から変わっております、基本的に、ここは第2期プログラム、先ほどご説明した第2期プログラムにおいてどのようなことに取り組むかといったところを書いていただくような欄でございまして、基本的に第2期プログラムに取組があるものについては、Ⅱの「活動目標を達成したが、次期計画期間も取組を継続」か、Ⅲの「活動目標を達成していないため、次期計画期間も取組を継続」のいずれか。第2期プログラムに改革課題が載っていないものについては、Ⅰの「活動目標達成に伴い取組終了」か、Ⅳの「状況の変化等により取組を中止」のいずれかを選択していただくような形になるというところです。

ⅡまたはⅢを選択したもの、すなわち第2期プログラムに取組が載っているものについては、その横、「方向性の具体的内容」は、基本的にただいまご説明した第2期プログラムの取組の方向性ないしは、具体的取組内容に記載のものを抜粋、転記していただくような形を考えています。ただ、時間の経過が前後してしまい、この29年度評価を実際に行う

のは第2期プログラムを策定した後になりますので、この評価をやる中で、一定の課題が明らかとなった場合には、特に第2期プログラムを推進する中でこういった改善すべきポイントに留意する必要があるというようなポイント点みたいなところを、こちらのほうに記入していただくような形で考えています。

説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、この資料3につきまして、皆さんからご意見、ご質問いただければと思いますが、いかがでしょうか。

谷本委員

すみません。基本的なところで、ここの左側のところで、「当初目標に対する達成度」というものに変えましたというご説明いただきましたが、それで、この29年度の評価は、第2期プログラムではなくて、前のプログラムに対する評価ですから、ここに設定されている数字というのは、あくまで前のプログラムに対する当初目標ということですよ。それに対する達成度を今回評価するので、こういう表記に変えましたという認識でよいでしょうか。

事務局

そうです。

谷本委員

それで、第2期プログラムの中身が、最後のここの右の下のところに出てくる可能性があるということですね。

事務局

そうです。右下の部分です。継続して第2期プログラムに載っている取組については。

谷本委員

出てきますよということで理解してよろしいですか。

事務局

さようでございます。

伊藤会長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

2年度分の評価ということで、昨年度の評価シートとは若干異なる部分があるということと、次の第2期プログラムとの接続ということを考えて記載、あるいはこの方向性の区分について若干変更をしたということだと思えます。それぞれ当初目標と異なるような指標を設定したという場合には、なぜかという理由づけですとか、あるいは第2期プログラムの方向性との関係についても、場合によっては説明を書いてもらうということをお願いするということだと理解いたしました。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次に、議題の(3)出資法人改革検討部会における中間とりまとめについて、に移りたいと思います。事務局よりご説明をお願いいたします。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

行政改革マネジメント推進室の北川でございます。資料は、資料4でございます。

この出資法人改革検討部会における議論でございますけれども、7月に部会を設置させていただいてから、計3回部会を開催させていただいて、その都度、こちらの親会、委員会のほうにもご報告させていただいているところでございますが、先月、この間の議論をとりまとめまして、こちらご覧いただいている中間とりまとめとして一旦まとめてございますので、その概要についてご報告させていただきます。

まず、一つ目は、改めてとなりますけれども、検討の趣旨でございまして、川崎市では、これまで行財政改革の一環として出資法人の統廃合、人的・財政的関与の見直し等の効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきたところでございまして、今後もこうした取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題の解決に当たっていくに際して、やはり多様な主体との連携の重要性が増しているということと、それから、国の指針です、出資法人、第三セクターに関する指針において、効率化・経営健全化とあわせ

て活用についても両立していく必要があるということが、指針で示されるなど出資法人を取り巻く環境が変化してきているという認識がございまして、こういった状況を踏まえて、市がこれまで取り組んできた効率化・経営健全化とあわせて市の行政目的に沿った連携・活用を図っていくという視点で、どのような形で出資法人にかかわっていけばよいかということ、改めて検討したというものでございます。

中段、2番、これまでの主な取組でございます。これはおさらい的に書いてあるものでございまして、これまで(1)のとおり統廃合につきましては、平成14年度当初、38法人だったところを22法人まで統廃合を進めてきているということと、それから、(2)の財政的関与につきましては、1枚おめくりいただいて、上のほうに補助金と委託料の状況ということで、補助金については、59億ほどから10億まで減ってきていると。また、委託料については113億から38億まで減ってきているということを示してございます。

また、(3)ですが、出資法人に対する派遣です。市職員の派遣については、この間引き上げを行ってきたということで、28年度現在ではゼロという形になっているということでございます。

また、(4)再就職規制の実施、いわゆるOBの再就職に関する規制の実施でございますけれども、この間、主な規制の内容としては、求人企業に対して一定程度透明性を図るということで、再就職の選考委員会による選考を経て、人材情報を提供すると。また、その際に退職時に一定の権限を有していた管理職以上の者については、職務と密接に係る企業等への再就職の自粛を行ってきたということ、また、報酬の限度額を年額500万円ということで一律の上限として設定しまして、また、任期については、65歳以後の更新は行わないという取組を進めてきたところでございます。

(5)は経営改善計画の策定・評価の実施でございますが、この間、これは主要出資法人が主体となるPDCAサイクルを回して、市はそれをモニタリングするといった取組でございまして、まずは経営改善計画を策定しまして、その中で複数年の成果指標を盛り込んで計画をつくってきたと。また点検評価については、毎年度その成果指標の達成度を評価して、その後の取組に活用しているという状況でございます。

こうした取組も踏まえて、今後どのような形で市として関わっていくかということの基本的な考え方を、この3ページの3のところにまとめています。

一つは、出資法人は市から独立した法人格を持っているという中で、資金・人材・経営

ノウハウなどのいわゆる経営資源を自由に獲得して、団体自らの責任と能力で自主的・自立的な経営をしていくことを原則とすべきである。そうしたことを原則とすべきであるということや、一方ではやはりその出資法人が高い専門性を持ちながら多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟、効率的に対応しているということで、行政機能を補完・代替・支援するということが本来の役割として期待されているということがあるということや、市としては、こうした出資法人が二つの側面を持っているということや、前提として、出資法人の法人形態や担っている施策の重要度、事業の採算性等、それぞれの特性に留意しながら適切にかかわっていく必要があるということや、こちらで確認してまいります。

その上で、4、課題認識としまして、三つほどそうしたことを踏まえた上での課題ということで挙げておりました、一つは、自主的・自立的経営力の確保ということでございまして、今申し上げたような出資法人に期待される専門性、柔軟性、効率性を十分に発揮していくために、法人自らが経営改善や効率的・効果的な事業運営などに取り組んでいくということで、その力を確保できるように、市としても促していく必要があるのではないかということや、こちらで確認してまいります。

次に、(2)としまして、経営状況等の把握・評価でございますけれども、これまで経営改善計画の策定の中で取り組んできたものの中で、少し法人自身が設定した成果指標が、市が期待するものと明確に関係づけられていないケースがあるのではないかということや、あとは、法人の事業の成果を測る上で、これで適切なのかといった指標も見られるということや、また、その指標の数が若干多いのではないかということや、せっかくこの評価をしていても、法人全体としてどうなのかといったときに、それがわかりにくいのではないかといったような指摘をいただいております、そうした観点から改善の余地があるのではないかということや、こちらに書かせていただいております。

(3)として、法人の運営体制の構築でございます、この間、派遣職員の引き上げですとか退職職員の再就職の規制などの取組を実施してきたところではございますが、市の職員の知識・経験の活用が有益と考えられる場合にも、一律にやってきたという中で、こうした取組がその活用の妨げになっている側面もあるのではないかということの課題認識を記載してまいります。

こうした課題認識等も踏まえて、5で今後の取組の方向性ということで、4ページ以降に大きく三つ掲げてまいります。今申し上げた課題認識3点に対応しております、

(1) として、出資法人の自主的・自立的経営の確立ということで、①としましては、経営改善や効率的・効果的な事業運営、この間も取り組んできた内容でございますが、人材、財源等の活用、事業の見直し等に法人が積極的に取り組んでいく必要があるということ、また、②として多様な人材の確保・育成でございますが、役員、職員の選任に当たっては、それにふさわしい人材を広く求めていくということと、積極的な登用に努めていく必要があるということをごちからで書いてございます。

また、③でございます。先ほど話題にもなりましたが、適正かつ効率的な事務執行ということで、自治体において内部統制に関する方針の策定、体制整備が求められている中で、市の出資法人においてもそういったことを踏まえて、事業が目的に照らして効果的・効率的に遂行されているかどうか、また、その妥当性、正当性も担保されるような仕組みの整備、運用を法人としても取り組んでいく必要があるということを書かせていただいております。

(2) 経営状況等の把握・評価でございますが、こちらのほうは、やはり市は出資・出捐をする立場として、出資法人の経営の方向性が市の総合計画等に掲げる施策目標の達成に寄与するものとなるように、適切な方向付け、誘導を行っていく必要があるということと、それから適切な情報公開の観点から、事業の実施状況や財務状況について、議会、市民にわかりやすい形で公表していく必要があると考えているということをご述べた上で、5ページでございますけれども、下から2段目の、今後ということで、総合計画など市の施策との連動を意識しながら、よりその成果を適切に測ることができる指標を設定することですとか、また、評価結果等について外部の専門家のチェックを受けること、指標を絞り込んでいくこと等について検討する必要があるということで、ご意見をいただいております。

また、(3) 法人の運営体制の構築・強化でございますけれども、一つには、派遣法に基づく職員派遣ということで、この間、派遣を実施してきてないところでございますが、やはり先ほど述べましたように、市の職員の知識・経験を活用することが有用なケースがあるのではないかとということで、その事業の特性に応じて必要があると認められる場合には、派遣法に基づく職員派遣についても検討する必要があるということで、ご意見をいただいております。

また、②OB職員の再就職についてでございますが、先ほど申し上げたように、再就職規制の取組を進めてきている中で、一定程度市の職員の識見の活用が必要と認められる場

があるだろうと。その前提として、やはり法人が必要とする能力・知見を有するのか、人材であるのか、よりふさわしい人材なのか。安易に市の職員を求めるということはしないということは前提としつつも、その必要が本当にある場合には、先ほど述べたような再就職の自粛等の規制について、これはこの間、公務の公正性や再就職の透明性の確保に資する取組があったという一方で、そうした知識・能力を活かしくくなっているという面も有しているということがあるので、例えば、選考委員会の場合において、本市における履歴や出資法人における、活用できる知識・経験を十分に審議することなどを条件として、人材情報の提供を可能とするなどの対応について検討していく必要があるというご意見をいただいております。

また、③の役員報酬でございますが、先ほど申し上げた、一律500万円という上限でございますが、やはり役職員の報酬については、その役職や責任の度合いに応じたものとするべきであるという意見をいただいております。ただし、一方で、市のOB職員の再就職ということになりますと、そうした役職や責任の度合いを踏まえるということも言いつつも、出資法人の経営の健全化や、再就職に対する信頼性の確保にも留意していく必要があると。そのため、その額については、社会一般の情勢を踏まえたものとする必要があるというご意見をいただいております。

最後に、④の補助金、委託料等でございますが、この間も委託料、補助金について、法人の自立に向けた適正化について取り組んでおりますが、これは引き続き取り組んでいく必要があるということと、また一方で、前段で申し上げた市の施策目標の達成に向けた連携・活用という観点では、法人の特性、事業に応じて適切に関与していく必要があるというご意見をいただいております。

一旦、中間とりまとめということでこういったまとめをしてございますが、今後來月、1月19日に最後の第4回の部会を開催する予定としておりまして、そこで最終的な意見のとりまとめを行いたいと考えてございます。

ご説明は以上でございます。

伊藤会長

ありがとうございました。

それでは、こちらにつきまして、ご質問、ご意見いかがでしょうか。

谷本委員

前回、あり方の検討趣旨を伺ったので、その全体像については問題ないというか、賛意を表しますけれども、1点だけ気になっていますが、この4ページ目のところに経営状況等の把握・評価に向けた関わりの中で、一つ目のポチの下から2行目ぐらいに、「出資法人の事業の実施状況や財務状況について、議会や市民へ、より分かりやすいかたちで公表していく必要がある。」と。公表していく必要があるのですが、ここでは運営体制について触れてないです。財務状況に含めているという話であれば、そういう理解もできるのですが、今回のこのあり方の見直しが、特に退職職員の活用の話であったりということが盛り込まれてくるので、できるだけ出資法人側の、例えばウェブサイトでそうした運営体制、つまり役員構成であったりとかについて公開していくとか、あるいは、職員の採用について、名前はもちろん個人情報ですので伏せていただいて構いませんが、そうした手続に関してきちんと公開していく、市民がいつでもアクセスできる体制にしていくといったような透明性だとか公開性の確保は必要だと思いますので、その点だけご配慮を。中に書き込まなくても良いですが、所管の側できちんと指導していただくということを検討いただきたいというか、実施していただきたいということでお願いしておきます。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

はい。現在も、わかりやすいかどうかは別としても、運営体制について組織図を含めて、その人数、市の職員がOBが何人いるかといった情報は掲載しておりますが、この間、その情報がいろいろなところばらばらになっているのではないかという指摘もいただいていますので、そうしたことが一覧でわかりやすくなるように取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございます。

伊藤会長

今の点に関連して、11月27日の部会では、この中間とりまとめを一応了承したわけですが、それに際して、法人側のガバナンスの体制のあり方ですとか、あるいは再就職を仮に認めるとした場合の透明性の確保についても、いろいろご意見が出たところです。最終的なとりまとめに向けて、どう盛り込めるかということは、また次回検討したいと思えますけれども、今、いただいたご意見を部会にも伝えて、最終的なとりまとめにもっていきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。

黒石委員

15年ほど前にかかわっていて、最近の状況を全然知らないのですが、もう今は、損失補填型の補助金とか隠れ補助、明示的でない隠れ補助を含めて、そういうものは全部なくなっているのでしょうか。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

はい。今は、土地開発公社と、それからまちづくり公社につきましては、法律等に基づいた損失補償は市が行うということでやっておりますが、それ以外は、隠れ蓑的に補助金で補っているとか、そういったことは今はございません。

黒石委員

取引単価を不透明に動かしたりとか、いまだにやっていたりするところもありますが、川崎市ではそういうことはもうないですか。そういうことが15年前、多くあったのですが。絶対金額がすごく削除されていますけれども。多分その辺の関係性だと思います、自主・自立のあり方とか。それで本当に官民一体化して考えるべきものと、完全に自立した外のサービス事業者として考えるべき点と、先ほど先生方がご指摘の「運営に対するガバナンス」は、そういう選考委員会だとか情報開示だとかで縛っていくべきだということは賛成です。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

ありがとうございます。

黒石委員

だから、その隠れ補助、取引単価を微調整したりとか、そういうことはやりやすいので、結局そうやって市が、外部の人事をおもちゃにしていたりしていた悲惨な時代があったわけで。三セクのイメージが全て悪くなった。もう、何でもかんでもとにかく三セクは潰せ、というのは明らかに間違いであることもありますので、ここに書いてある趣旨で改善するのは大賛成です。が、それに応じた、透明性あるガバナンスの構築が大事です。そういう

恣意的でない取引の調整だとか非上場企業やファミリー企業がアングラにやるようなことをやってない、という情報開示のガバナンスなんかが大事だと思います。

伊藤会長

ありがとうございます。今の点も、ぜひ次回の部会でもご意見としてご紹介したいと思っています。

ほかにはいかがでしょうか。

藏田委員

すみません。基本的な認識のところ、3ページ目のところの「市と出資法人との関係の基本的なあり方」と書いてあるところに関してですが、ポツの2番目、「一方、出資法人は」と書いてあるこの文章なのですが、「出資法人は」ということは、「民間企業は」と書いても別におかしくないことなのです。何を申し上げたいかということ、出資して法人を抱えるということそのものに対して、それぞれの三セクができた当時の時代状況だとか民間の状況と、今は全く状況が変わっているということがあると思うのです。多分、行政機能を補完・代替・支援することというのは、別に出資法人でなければならないことではないですね。

なので、その部分は、それ以外に出資するだけの意味なり、意義なり、効果というのが明確に説明できるものかどうかということが、多分非常に重要なポイントなのかなど。ですから、総合計画に示された施策の推進に関わっていないものは、当然ないと思いますし、それに対して市が関与することについても是とされるのでしょうかけれども、かといって、それが出資法人として出資を、お金を寝かせておくだけの意味があるのかどうかというところが、この考え方を定める意味でポイントとしては非常に重要なかなと思っています。

なので、この課題認識のところの自立的経営、自主的経営力の確保といったようなところなどもそうが、出資法人、三セクの側から自ら自立して、自ら稼いで経営していきたいですというように経営マインドのあふれた経営がなされることは、極めてレアなことであって、通常であれば、そうでない形でのより公的な財源なりを確保された形で運営したいと望まれるのが、多分普通の考え方かなと思うので、そうであるとすると、自主的・自立的経営力を確保するように市が促しても、職員の意識改革と同じように意識を変えていた

だいて、積極的に自立的に自主財源を確保していただいて、自主事業も補助金をもらってやるのではなくて、自ら協賛なりいろいろな方法で稼いでくるというようになっていただければ良いのですが、必ずしも必然的にはそうはならないと思いますので、その点、この自主的・自立的経営の確保というようなことを促していくというような表現で、果たしてこの出資法人改革の本来の、先ほど申し上げた市との関係性の中で、特別にそこを残しておくだけの説明になるのかどうか、その点は、この課題の表現の仕方として非常に緩いのではないかなと感じました。

ですから出資法人を存続させていく方向で検討するというのであれば、こういう表現ぶりになるのかなとは思いますが、果たして本当に自立する、自立させるかどうかというのは、政策的な判断なり、基準なり、方針なりがなければ、民間の三セク側が、自ら主体的に自立していきますと立っていくはずがないわけであって、その部分、どこまで公共として委託、補助といった部分は改革を進めているということですが、最終的な形として、いつまでにどういう形をゴール目標として考えるのかということは、一定程度議論されたほうが良いのかなと感じました。意見です。

以上です。

伊藤会長

ありがとうございます。いかがでしょうか。

北川行政改革マネジメント推進室担当課長

前段でいただきました、この「一方、」というところで、行政機能を補完・代替・支援するということは、本来の役割ということで、この間、私どもとしても、今ある法人が全てこの前提に立っているということが、あるのかどうか。統廃合を進めてきたという中で、統廃合をこれからもう一切しないということでは当然なくて、今ある法人については、判断が一定程度終わったであろうということが、一方である中で、その法人をどうしていくか、これまでのように縮小していただくだけではなくて、今あるものは活かしていくという中で、この考え方を示していると思っていますので、今の蔵田委員のご指摘のとおり、だからといって今あるものが、未来永劫、ずっと出資法人であるべきということでもないとは思いますが、そこは、継続して引き続き並行して検討していく必要があると思っています。

あと自主的・自立的経営力の確保につきましても、ここは一番何が策になるのかという

のは、難しいところではございますけれども、市が直接的にやる事業運営ではなくて、いわゆる外部の法人という中に、そこに任せていくということを判断した中では、やはり自主的・自立的な柔軟な運営というところが記載されているというところもあると思いますので、その意識といいますか方向性を、この経営の中で変えていくという部分の難しさはあるのですが、そこは追求していきたいなと思っています。ありがとうございます。

伊藤会長

よろしいでしょうか。

それでは、よろしいようでしたら、本日の議事につきましては以上となりますので、事務局に進行をお返ししたいと思います。

前田行政改革マネジメント推進室担当課長

会長を初め各委員の先生方、どうもありがとうございました。

私のほうから、少し今後の流れをご説明いたします。資料5で今後のスケジュールということで本日用意させていただいておりますので、こちらをご覧くださいと思います。

上から順に、この行革推進委員会、それと2行目には出資法人の検討部会、その下、第2期プログラムなどの整理をさせていただいております。上の行、12月27日は、本日の行革委員会でございまして、少し下、パブリックコメントということで、この第2期プログラム素案に関しますパブリックコメントを実施中でございます。こういった関係の皆様からのご意見を踏まえまして、右のほう、2月の上旬には、この行革プログラムの今度は案という形でとりまとめを行う予定としてございます。

また、左上でございますが、出資法人の関係につきましても、年明け1月19日には第4回の検討部会を開催いたしまして、最終的なとりまとめを行う予定となっております。2月上旬には出資法人の関係、それと第2期プログラム、また実施計画など、関係する計画類の案としてのとりまとめが調いまして、議会への報告を経ながら3月の下旬に向けまして、正式な策定作業を進めてまいりたいと考えてございます。

上の行、行革推進委員会につきましては、一応、年度内は本日で最終ということで予定してございますが、また年明け、それぞれの進捗にあわせてご報告にうかがうような形で機会を設けさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

本日、年末の本当にお忙しい中、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、ありがとうございます。引き続き、検討してまいりたいと思っておりますので、ご指導のほどよろしくお願いいたします。

では、これもちまして終了といたします。ありがとうございました。